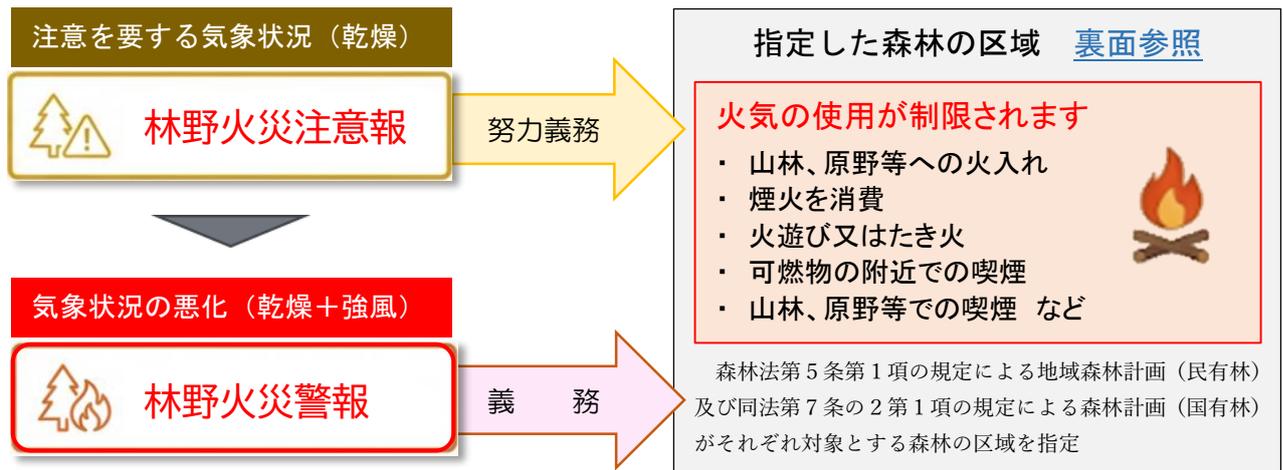


「林野火災警報」及び「林野火災注意報」の運用開始

— 金沢市火災予防条例の一部改正に伴い、令和8年1月1日から始めました —

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、林野火災の予防を目的として、気象状況によって、「林野火災警報」や「林野火災注意報」を発令することとなります。発令の際、火気の使用が制限されますので十分ご注意ください。

1 内容



2 注意報・警報を発令した場合の周知方法

(1) 市民への周知

消防車による巡回等により広報を行います。

なお、警報の場合は、同報防災無線も活用します。

(2) 森林関係団体への周知

農林水産局森林再生課から連絡します。

(3) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出者への周知

消防局から直接届出者へ連絡し、火気の使用の制限について指導します。

3 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出

たき火や農作物野焼きなど、火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為には、消防署への届出が必要となりますので、最寄りの消防署までご連絡ください。

4 施行日

令和8年1月1日

お問い合わせ先

金沢市消防局予防課

電話 076-280-2065

E-mail: syoubou_y@city.kanazawa.lg.jp

